

(様式第1号)

長崎森林・山村対策協議会規約

平成25年7月9日制定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和6年4月1日制定

令和7年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長崎森林・山村対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を長崎市勝山町37番地勝山37ビル本館2階F室 NPO 法人地域循環研究所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、里山林の整備・保全を推進し、山村地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に関すること。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 監事1名
- 2 会長は、第5条の会員の中から総会において互選する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は令和12年3月までとする。

- 2 補欠又は増員における任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員には、費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第 13 条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は、毎年度 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。
 - 二 第 8 条第 3 項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第一号の規定により請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の 14 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項にのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第 17 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 6 会長が必要と認める場合は、書面による議決を行うことができる。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 森林・山村多面的機能發揮対策交付金の実施に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

- 第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
 - 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

- 第 20 条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第 22 条第 4 項の事務局長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事は 6 名とし、会長が指名する。
 - 4 幹事の中から幹事長を互選する。
 - 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

- 第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。
- 一 総会に付議すべき事項に関すること。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が指名する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

(業務の執行)

第 23 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 長崎森林・山村対策協議会事務処理規程
- 二 長崎森林・山村対策協議会会計処理規程
- 三 長崎森林・山村対策協議会文書取扱規程
- 四 長崎森林・山村対策協議会公印取扱規程
- 五 長崎森林・山村対策協議会内部監査実施規程
- 六 その他幹事会において特に必要と認めた規程

第 7 章 会計

(事業年度)

第 24 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 25 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第 26 条 協議会の資金の取扱方法は、長崎森林・山村対策協議会業務方法書及び長崎森林・山村対策協議会会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 27 条 協議会の事務に要する経費は、第 25 条第 1 項第一号の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金及び同条第二号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 28 条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
 - 三 正味財産増減計算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第8章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第31条 この規約及び第23条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく、林野庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 第4条第1項第一号及び第二号の事業が終了した場合並びに協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあっては林野庁長官に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雜則

(細則)

第33条 交付要綱その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本協議会の設立初年度の会計年度については、第 24 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

一	学識経験者	鎮西学院大学
二	関係団体	長崎県緑化推進協会 事務局長
		県民ボランティア活動支援センター センター長
		NPO 法人地域循環研究所 理事長
三	市町代表	長崎市農林振興課長
		佐世保市農林整備課長
		新上五島町農林課長
四	長崎県	男女参画・女性活躍推進室長
		林政課長
		森林整備室長